

群馬県介護福祉士養成施設等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 群馬県における介護福祉士養成施設等の指定については、法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において「介護福祉士養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づく養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）及び法第40条第2項第5号の規定に基づく養成施設（以下「介護福祉士実務者養成施設」という。）をいう。

2 この要領において、「法令等」とは、法、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「令」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号。以下「指定規則」という。）、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日社援発第0328001号。以下「指針」という。）をいう。

第1章 介護福祉士養成施設

(新規設置)

第3条 介護福祉士養成施設を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ相談の上、授業を開始しようとする日の1年前までに別記様式第1号による介護福祉士養成施設設置計画書（以下「設置計画書」という。）を群馬県知事に提出すること。

2 前項の設置計画書には、次の書類を添えて提出すること。

(1) 設置者に関する書類

ア 設置者が法人である場合

(ア) 法人の登記事項証明書

(イ) 法人の寄付行為又は定款

(ウ) 役員名簿

(エ) 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録

(オ) 申請年度の事業計画及び収支予算書

(カ) 介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録

(キ) 養成施設の長の履歴書、就任承諾書

イ 設置者が法人の設立を予定している場合

認可官庁に提出した申請書類のうち(イ)、(ウ)、(オ)、(カ)、(キ)

(2) 建物に関する書類

配置図及び平面図（建設予定の場合は設計図）

(3) 整備に関する書類

ア 土地

登記簿謄本（寄付を受ける場合にあつては寄付予定のもの）、寄付確認書、買収又は賃借の場合は契約書

イ 建物

登記簿謄本（寄付を受ける場合にあつては寄付予定のもの）、寄付確認書、買収又は賃借の場合は契約書

(4) 資金計画に関する書類

ア 自己資金

金融機関による残高証明等

イ 借入金

(ア) 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

(イ) 融資内諾書の写

ウ 寄付金

(ア) 寄付申込書

(イ) 寄付をする者の財産を証明する書類

(5) 実習施設の設置者の承諾書

(6) 実習施設等の概要

(7) 実習施設等のパンフレット

(8) 学則

(9) 入所者選抜の概要（生徒の受入方針、受入方策等）

(10) 編入所定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）

(11) 教員の就任承諾書

(12) 教育用機械機器及び模型の目録

(13) 時間割及び授業概要（指針別表 1 の教育に含むべき事項に該当する箇所の下線を引くこと）

(14) 養成施設に係る収支予算及び向こう 2 年間の財政計画

(15) 実習計画

(16) 図書目録

(指定申請)

第 4 条 設置者は、介護福祉士養成施設の指定を受けようとするときは、授業を開始しようとする日の 6 ヶ月前までに、別記様式第 2 号による介護福祉士養成施設指定申請書を群馬県知事に提出すること。

2 前項の申請書には、第 3 条第 2 項の書類を添付すること。

3 群馬県知事は、申請書の内容を確認するため、別に定める「実地調査要領」に基づき現地で実地調査を行うことができる。

(変更計画)

第 5 条 指定を受けた介護福祉士養成施設（以下「指定介護福祉士養成施設」という。）の設置者は、指定規則第 8 条第 1 項第 5 号（修業年限、養成課程、入所定員（増員する場合に限る。）及び学級数に限る。）を変更しようとするときは、あらかじめ相談の上、変更しようとする日の 1 年前までに、別記様式第 1 号に準ずる介護福祉士養成施設変更計画書を群馬県知事に提出すること。

2 前項の変更計画書には、第3条第2項の書類のうち、当該変更箇所に係る書類を添付すること。

(変更承認申請)

第6条 指定介護福祉士養成施設の設置者は、指定規則第8条第1項第5号(修業年限、養成課程、入所定員(増員する場合に限る。))及び学級数に限る。)又は同項第8号で定める事項を変更しようとするときは、変更を行おうとする日の6ヶ月前までに、別記様式第3号により介護福祉士養成施設変更承認申請書を群馬県知事に提出すること。ただし、学則(入所定員(減員する場合に限る。))の変更の承認申請については、変更を行おうとする日の3ヶ月前までに提出すること。

2 前項の申請書には、第3条第2項の書類のうち、当該変更箇所に係る書類を添付すること。

3 群馬県知事は、第1項の申請書のうち、指定規則第8条第1項第8号で定める事項を変更しようとする場合には、申請書の内容を確認するため、別に定める「実地調査要領」に基づき現地で実地調査を行うことができる。

(変更の届出)

第7条 指定介護福祉士養成施設の設置者は、指定規則第8条第1項第1号から第3号までに掲げる事項、第5号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入学定員、学級数に関する事項を除く。)、同項第7号に掲げる事項(専任教員に関する事項に限る。)、第10号ロに掲げる介護実習施設等若しくは市町村に関する事項に掲げる事項に変更があったときは、1月以内に、別記様式第3号により介護福祉士養成施設変更届出書を群馬県知事に届け出ること。

(報告)

第8条 指定介護福祉士養成施設の設置者は、令第5条に基づき、毎学年度開始後2月以内に、別記様式第4号により介護福祉士養成施設等報告書を群馬県知事に提出すること。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 当該年度4月1日現在の学則

(報告の徴収及び指示)

第9条 群馬県知事は、指定介護福祉士養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 群馬県知事は、指定介護福祉士養成施設の教育内容、施設、設備その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消)

第10条 群馬県知事は、指定介護福祉士養成施設が指定規則及び指針で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者又は長が前条第2項の規定による指示に従わないとき及び次条の規定による申請があったときは、その指定を取り消すことができる。

(指定の取消しの申請手続)

第11条 指定介護福祉士養成施設について、群馬県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置

者は、あらかじめ相談の上、次に掲げる事項を記載した申請書を取消予定期日の6ヶ月前までに群馬県知事に提出すること。

- (1) 指定の取消しを受けようとする理由
- (2) 指定の取消しを受けようとする予定期日
- (3) 在学中の学生があるときは、そのものに対する措置

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 指定取消を決定した理事会の議事録

(入所資格の審査等)

第12条 入所資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこととし、入所の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。

2 入所志願者に対しては、入所願書にあわせて、それぞれ次の書類を提出させること。

ア 法第40条第2項第1号に該当する者

高等学校卒業証明書等大学に入所することができることを証する書面

イ 法第40条第2項第2号に該当する者

大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等学校の専攻科若しくは中等教育学校の専攻科、特別支援学校の専攻科、専修学校の専門課程又は各種学校の卒業証明書（学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条第2項の規定により大学院への入所が認められた者にあつては、そのことを証明する書面）及び別記様式5号による法第40条第2項第2号に基づく社会福祉に関する科目の履修証明書

ウ 法第40条第2項第3号に該当する者

当該養成所の卒業証明書

(医療的ケア修了証明書)

第13条 指定介護福祉士養成施設の設置者又は長は、生徒が医療的ケア（基本研修）（指定規則別表第4備考2又は別表第5備考2に規定する講義及び演習をいう。以下、同じ。）を修了した上で卒業した場合には、必要に応じて別記様式第6号による基本研修修了証明書を交付すること。

2 前項の基本研修に加え、生徒が医療的ケア（実地研修）（新指定規則別表第4備考3又は別表第5備考3に規定する実地研修をいう。以下、同じ。）を修了した上で卒業した場合には、別記様式第7号による実地研修修了証明書を交付すること。

第2章 介護福祉士実務者養成施設

(新規設置)

第14条 介護福祉士実務者養成施設を設置しようとする者（以下「実務者施設設置者」という。）は、あらかじめ相談の上、授業を開始しようとする日の9ヶ月前までに別記様式第8号による介護福祉士実務者養成施設設置計画書（以下「設置計画書」という。）を群馬県知事に提出すること。ただし、当該養成施設が法第40条第2項第1号から第3号までに基づく介護福祉士養成施設の指定を受けている場合は、授業を開始しようとする8ヶ月前までに提出すること。

2 前項の設置計画書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 実務者施設設置者に関する書類

ア 法人の登記事項証明書

ただし、当該養成施設が法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに基づく介護福祉士養成施設の指定を受けている場合は省略できる。

イ 法人の寄付行為又は定款

ウ 役員名簿

エ 法人認可官庁等に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録

オ 申請年度の事業計画及び収支予算書

カ 介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録

キ 介護福祉士実務者養成施設の長の履歴書、就任承諾書

(2) 建物に関する書類

配置図及び平面図（建設予定の場合は設計図）

(3) 整備に関する書類

ア 土地

登記簿謄本（寄付を受ける場合にあつては寄付予定のもの）、寄付確認書、買収又は賃借の場合は契約書

イ 建物

登記簿謄本（寄付を受ける場合にあつては寄付予定のもの）、寄付確認書、買収又は賃借の場合は契約書

(4) 資金計画に関する書類

ア 自己資金

金融機関による残高証明等

イ 借入金

(ア) 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

(イ) 融資内諾書の写

ウ 寄付金

(ア) 寄付申込書

(イ) 寄付をする者の財産を証明する書類

(5) 学則

(6) 入所者選抜の概要（学生等の受入方針、受入方策等）

(7) 専任教員及び面接授業を担当する教員の就任承諾書

(8) 教育用機械器具及び模型の目録

(9) 時間割及び授業概要（指針別表 5 の教育に含まれる事項に該当する箇所を下線を引くこと。）

(10) 実務者養成施設に係る収支予算及び向こう 2 年間の財政計画

(11) 教育の一部を他の養成施設等を実施させる場合は、実施先の承諾書。

3 通信課程を設ける場合には、前項に規定するもののほか、次の書類を添えること。

(1) 通信養成を行う地域

(2) 添削その他の指導方法（各科目ごとに 1 回以上行い、採点、講評等をもろう）

(3) 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書

- (4) 課程修了の認定方法
- (5) 通信養成に使用する教材の目録

(指定申請)

第 15 条 実務者施設設置者は、介護福祉士実務者養成施設の指定を受けようとするときは、授業を開始しようとする日の 3 ヶ月前までに、別記様式第 9 号による介護福祉士実務者養成施設指定申請書を群馬県知事に提出すること。

2 前項の申請書には、第 12 条第 2 項及び第 3 項（通信課程を設ける場合に限る。）の書類を添付すること。

(変更計画)

第 16 条 指定を受けた介護福祉士実務者養成施設（以下「指定実務者養成施設」という。）の設置者は、指定規則第 8 条第 1 項第 5 号（修業年限、養成課程、入所定員（増員する場合に限る。）及び学級数に限る。）を変更しようとするときは、あらかじめ相談の上、変更しようとする日の 9 ヶ月前までに、別記様式第 8 号に準ずる介護福祉士実務者養成施設変更計画書を群馬県知事に提出すること。

2 前項の変更計画書には、第 12 条第 2 項及び第 3 項の書類のうち、当該変更箇所に係る書類を添付すること。

(変更承認申請)

第 17 条 指定実務者養成施設の設置者は、指定規則第 8 条第 1 項第 5 号（修業年限、養成課程、入所定員（増員する場合に限る。）及び学級数に限る。）、同項第 8 号で定める事項を変更しようとするときは、変更を行おうとする日の 3 ヶ月前までに、別記様式第 10 号により介護福祉士実務者養成施設変更承認申請書を群馬県知事に提出すること。

2 前項の申請書には、第 12 条第 2 項及び第 3 項の書類のうち、当該変更箇所に係る書類を添付すること。

(変更の届出)

第 18 条 指定実務者養成施設の設置者は、指定規則第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項、第 5 号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員、学級数に関する事項を除く。）、同項第 7 号に掲げる事項（専任教員に関する事項に限る。）に変更があったときは、1 月以内に、別記様式第 10 号により介護福祉士実務者養成施設変更届出書を群馬県知事に届け出ること。

(報告)

第 19 条 指定実務者養成施設の設置者は、令第 5 条に基づき、毎学年度開始後 2 月以内に、別記様式第 11 号により介護福祉士実務者養成施設等報告書を群馬県知事に提出すること。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 当該年度 4 月 1 日現在の学則

(報告の徴収及び指示)

第 20 条 群馬県知事は、指定実務者養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

- 2 群馬県知事は、指定実務者養成施設の教育内容、施設、設備その他が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消)

第 21 条 群馬県知事は、指定実務者養成施設が指定規則及び指針で定める基準に適合しなくなったとき、若しくはその設置者又は長が前条第 2 項の規定による指示に従わないとき及び次条の規定による申請があったときは、その指定を取り消すことができる。

(指定の取消しの申請手続)

第 22 条 指定実務者養成施設について、群馬県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、あらかじめ相談の上、次に掲げる事項を記載した申請書を取消予定日目の 6 ヶ月前までに群馬県知事に提出すること。

- (1) 指定の取消しを受けようとする理由
- (2) 指定の取消しを受けようとする予定日
- (3) 在学中の学生があるときは、そのものに対する措置

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 指定取消を決定した理事会の議事録

(医療的ケア修了証明書)

第 23 条 指定実務者養成施設の設置者又は長は、生徒が医療的ケア（実地研修）を修了した上で卒業した場合には、別記様式第 7 号による実地研修修了証明書を交付すること。

2 指定実務者養成施設の設置者又は長は、医療的ケア（基本研修）を修了した生徒に対して、可能な限り実地研修を行うよう、特段の配慮をすること。実地研修の実施が困難な場合には、可能な限り医療的ケアを実施している介護現場の見学を行うよう、特段の配慮をすること。

附 則

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 指定実務者養成施設の設置者がこの要領の施行の日以後に修業年限を変更する場合（施行規則第 21 条第 3 号に掲げる者に係る場合に限る。）における第 17 条の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは「養成課程」とする。

附 則

1 この要領は、平成 29 年 12 月 14 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、適用日から施行日までの間に行われた申請等については、この要領に基づく申請があったものとみなす。

附 則

- 1 平成 30 年 11 月 22 日から施行し、平成 30 年 8 月 7 日から適用する。
- 2 別記様式第 1 号から第 3 号については、介護福祉士養成施設のうち次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - 一 修業年限が 4 年以上のもの 平成 31 年 4 月 1 日
 - 二 修業年限が 3 年以上 4 年未満のもの 平成 32 年 4 月 1 日
 - 三 修業年限が 2 年以上 3 年未満のもの 平成 33 年 4 月 1 日
 - 四 修業年限が 1 年以上 2 年未満のもの 平成 34 年 4 月 1 日
- 3 別記様式第 8 号から第 10 号については、介護福祉士実務者養成施設のうち平成 34 年 1 月 1 日以降に修了する課程の授業開始日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 1 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 2 6 日から施行する。